部下を率ひて來阪して居つた、午后三時運動會終了工場に向つて行進を起し警官の阻止に會つて二名の檢束者を出す、運動會は合同組合大山新の指揮による

一方午前より坂谷豐一は男工八名女工四名を同伴再び松岡社長宅。松岡社長實父松岡修造氏を訪問したが社長は此の日も不在の爲要領を得ず引揚げた

尙職工側の解雇手當に就ては日給三十五日分迄讓歩するの意嚮であると。

訂正

(一)職工要求書第一の解雇手當の全文を左の如く訂正

解雇手當　日給六十日分（一人ニ付）

但シ壹ケ年勤續未滿者ニ對スルコト尙壹ケ年ヲ壹ケ月

財團法人勞働會大阪支所